

平成30年4月1日
群馬県

群馬県立ふれあいスポーツプラザの使用料の改定について

群馬県は、平成30年10月1日（月）の使用から、群馬県立ふれあいスポーツプラザの使用料を改定します。

ふれあいスポーツプラザは、開館から25年以上経過し、施設の老朽化に伴う多額の修繕費や維持費が生じており、今後、さらに維持コストの増大が見込まれます。

これからも皆様が快適に、安全で安心して利用できる施設を維持し、安定した施設運営を続けられるよう検討を行って参りましたが、受益者負担の観点から、65歳以上の高齢者の方から一般の半額相当の使用料を徴収させていただくことといたしました。

なお、障害者の方については、これまで同様無料としておりますので、御承知おきください。

利用される皆様には、今後、新たな御負担をおかけすることとなりますが、改定の趣旨を御理解いただき、御協力賜りますようお願い申し上げます。

<見直し後の使用料>

平成30年10月1日の使用から、下記の使用料になります。

■個人使用料

○プール

区分	使用料（一人一回につき）
18歳以上65歳未満の方	410円
4歳以上18歳未満と65歳以上の方	200円

○プール及びソフトボール場以外の体育施設

区分	午前	午後	夜間	一日
18歳以上65歳未満の方	300円	300円	300円	900円
4歳以上18歳未満と65歳以上の方	150円	150円	150円	450円

■占有使用料

区分			使用料			
			午前	午後	夜間	一日
体育室	全面	4歳以上65歳未満の者	4,720円	8,150円	3,850円	16,720円
		65歳以上の者	2,350円	4,070円	1,920円	8,340円
	半面	4歳以上65歳未満の者	2,350円	4,070円	1,920円	8,340円
		65歳以上の者	1,170円	2,030円	950円	4,150円
	4分の1面	4歳以上65歳未満の者	1,170円	2,030円	950円	4,150円
		65歳以上の者	580円	1,010円	470円	2,070円
卓球室	一室	4歳以上65歳未満の者	950円	1,600円	750円	3,300円
		65歳以上の者	470円	800円	370円	1,650円
テニスコート	一面	4歳以上65歳未満の者	1,280円	2,130円	1,060円	4,470円
		65歳以上の者	640円	1,060円	530円	2,230円
ソフトボール場	一面	4歳以上65歳未満の者	1,280円	2,130円	1,060円	4,470円
		65歳以上の者	640円	1,060円	530円	2,230円
アーチェリー場	全面	4歳以上65歳未満の者	1,280円	2,130円	1,060円	4,470円
		65歳以上の者	640円	1,060円	530円	2,230円
運動場	全面	4歳以上65歳未満の者	3,850円	6,430円	3,210円	13,490円
		65歳以上の者	1,920円	3,210円	1,600円	6,740円
第一会議室又は第二会議室	一室	4歳以上65歳未満の者	950円	1,600円	750円	3,300円
		65歳以上の者	470円	800円	370円	1,650円
第一和室又は第二和室	一室	4歳以上65歳未満の者	950円	1,600円	750円	3,300円
		65歳以上の者	470円	800円	370円	1,650円

担当：群馬県健康福祉部障害政策課
〒371-8570
群馬県前橋市大手町1-1-1
電話：027-226-2634
FAX：027-224-4776